

答申保第36号
平成26年2月4日
(諮問保第41号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成22年7月30日付けで、「平成〇年〇月〇日に私が〇〇病院受診の時そして平成〇年〇月〇日に私が〇〇病院に入院した時に警察官が作成した（公文書名）私に関する全ての情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成22年8月31日付け鹿生企第258号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成22年10月25日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 保護カードが真実を記していないので、審査請求を決意した。本当のことを追求するために誠心誠意取り組んでいく所存である。虚偽の公文書により全く不当な入院を強制され、私は自由・信用・職業・基本的人権等を奪われた。

イ 「決裁」欄の印影及び取扱者の氏名の不開示について、書類を作成する人は、責任のある職務の遂行であり、その印影、氏名を公にすることは当然のことと思う。

ウ 「被保護者」欄の連絡先及び続柄の不開示について、審査請求については、私の両親兄弟も承知しており、開示については何ら問題はないと考える。

エ 「発見の場所」欄、「発見の端緒」欄、「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄、「備考」欄及び「身柄引取（引継）書」欄の不開示について、私は今回、〇〇病院に両親、兄弟の承諾もなく入院させられ、また、警察官による事情聴取も一切なく、保護カードを作成され、非常に困っている。訂正の審査請求もしているが、開示され

なければ、訂正請求もままならない。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

審査請求人が平成○年○月○日に○○病院に入院した時に警察官が作成した保護カードの中の審査請求人に関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 「決裁」欄の印影（警部又は同相当職以上の職員を除く。）及び取扱者の氏名

鹿児島県警察においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした印影及び氏名は警部補又は同相当職以下のものであることから、条例第13条第2号に規定する開示請求者以外の第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 「被保護者」欄の連絡先及び続柄

条例第13条第2号に規定する開示請求者以外の第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 「発見の場所」欄、「発見の端緒」欄、「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄、「備考」欄及び「身柄引取（引継）書」欄の第三者に関する情報

開示請求者を保護した際の状況が具体的に記載されている部分であり、条例第13条第2号に規定する開示請求者以外の第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

開示請求者以外の第三者に対して、危害が加えられる可能性があることから、条例第13条第5号に規定する開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある公共の安全に関する情報に該当する。

保護するためには通報が必要であるが、通報した内容が開示されることが分かると、開示請求者以外の第三者が通報しなくなるなど、適正な保護業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号に規定する当該業務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業に関する情報に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年12月 8 日	諮問を受けた。
平成23年 1 月12日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
2 月 1 日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
3 月18日	審査請求人から意見書を受理した。
平成25年 5 月29日	諮問の審議を行った。
6 月24日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
10月30日	諮問の審議を行った。
平成26年 1 月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が平成〇年〇月〇日に〇〇病院に入院した時に警察官が作成した保護カードの中の審査請求人に関する情報である。

実施機関は、これらのうち「決裁」欄の印影(警部又は同相当職以上の職員を除く。)及び取扱者の氏名(以下「本件不開示情報1」という。)並びに「被保護者」欄の連絡先及び続柄(以下「本件不開示情報2」という。)を条例第13条第2号に規定する不開示情報に該当するとして、また、「発見の場所」欄、「発見の端緒」欄、「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄、「備考」欄及び「身柄引取(引継)書」欄の第三者に関する情報(以下「本件不開示情報3」という。)を条例第13条第2号、第5号及び第7号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号、第5号又は第7号の不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第13条第2号(第三者に関する情報)該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」,「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報1の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報1は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

また、本件不開示情報1を公表している事実は認められないことから、同号ただし書アには該当しないものと認められ、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、本件不開示情報1がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報1を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件不開示情報2及び本件不開示情報3の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報2及び本件不開示情報3は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

また、これらの情報は、公務員以外のものであって、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、これらの情報を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）及び第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

イ(ウ)のとおり、本件不開示情報3は、条例第13条第2号に該当すると認められるので、同条第5号及び第7号該当性については判断するまでもない。

エ その他の主張について

審査請求人は、虚偽の公文書により全く不当な入院を強制させられたこと等についても主張しているが、開示請求制度とは別の問題であるから、審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。